

記入例

COMETサービス会員申込書

当社は、OC-COMETサービス会員規約に従い、次のとおりOC-COMETに申込みます。

フリガナ	カブシキガイシャオークジョウハウシステム			印
法人名	株式会社オーク情報システム			
申込責任者	フリガナ	ジョウハウタロウ	会社の社判を捺印して下さい。	役職
	氏名	情報 太郎		部長
フリガナ	〒131-0034			
住所	東京都墨田区堤通 1-19-9 リバーサイド隅田セントラルタワー 13F			
TEL	(03) 5247 - 3201	FAX	(03) 5247 - 3276	

請求書送付先 (□申込責任者と同じ場合はチェックして下さい)

請求担当者	フリガナ	ジョウハウジロウ	所属部署名	役職
	氏名	情報 次郎	経理部	課長
フリガナ	〒131-0034			
住所	東京都墨田区堤通 1-19-9 リバーサイド隅田セントラルタワー 13F			
TEL	(03) 5247 -			- 3276

ユーザID申込リスト (ユーザID)

1	フリガナ	ジョウハウサブロウ	所属部署名	営業部
	使用責任者	情報 三郎	役職	課長
	メールアドレス	youhousaburou@oakis.co.jp	大林組支店名※1	東京
	住所	東京都墨田区堤通 1-19-9	取引先コード※2	0 0 0 0
	TEL	(03) 5247 - 3201	FAX	(03) 5247 - 3276
2	フリガナ		所属部署名	
	使用責任者	必ずご記入ください。 ご不明な場合は大林組の工事事務所へお問い合わせ下さい。	役職	
	メールアドレス		大林組支店名※1	
	住所	取引先コード※2		
TEL	() -	FAX	() -	
3	フリガナ		所属部署名	
	使用責任者		役職	
	メールアドレス		大林組支店名※1	
	住所	〒	取引先コード※2	
TEL	() -	FAX	() -	

4件以上のお申込みは、同じ用紙をご使用ください。

※1 東京・大阪・名古屋・九州・東北・横浜・札幌・広島・四国・神戸・北陸のいずれか

※2 大林組から発行されたコード

(弊社使用欄)

受付	WEB
マスター登録	備考
会員No.	

送付先・問合せ先：株式会社オーク情報システム

ECサポート部

〒131-0034 東京都墨田区堤通 1-19-9

リバーサイド隅田セントラルタワー

TEL 03-5247-3201 FAX 03-5247-3276

OC-COMETサービス会員申込書

当社は、OC-COMETサービス会員規約に従い、次のとおりOC-COMETに申込みます。

フリガナ				印
法人名				
申込責任者	フリガナ		所属部署名	役職
	氏名			
フリガナ	〒			
住所				
TEL	()	-	FAX	() -

請求書送付先 (□申込責任者と同じ場合はチェックして下さい)

請求担当者	フリガナ		所属部署名	役職
	氏名			
フリガナ	〒			
住所				
TEL	()	-	FAX	() -

ユーザID申込リスト (ユーザID毎に基本料等の費用が発生します)

1	フリガナ		所属部署名	
	使用責任者		役職	
	メールアドレス		大林組支店名※1	
	住所	〒	取引先コード※2	
	TEL	()	-	FAX () -
2	フリガナ		所属部署名	
	使用責任者		役職	
	メールアドレス		大林組支店名※1	
	住所	〒	取引先コード※2	
	TEL	()	-	FAX () -
3	フリガナ		所属部署名	
	使用責任者		役職	
	メールアドレス		大林組支店名※1	
	住所	〒	取引先コード※2	
	TEL	()	-	FAX () -

4件以上のお申込みは、同じ用紙をご使用ください。

※1 東京・大阪・名古屋・九州・東北・横浜・札幌・広島・四国・神戸・北陸のいずれか

※2 大林組から発行されたコード

(弊社使用欄)

受付		WEB	
マスター登録		備考	
会員No.			

送付先・問合せ先：株式会社オーク情報システム

ECサポート部

〒131-0034 東京都墨田区堤通1-19-9

リバーサイド隅田セントラルタワー

TEL 03-5247-3201 FAX 03-5247-3276

OC-COMET サービス会員規約

株式会社大林組（以下「乙」という）と株式会社オーク情報システム（以下「丙」という）は、インターネットを利用して使用できる施設（以下「本施設」という）を提供してOC-COMETサービス（以下「本サービス」という）を行います。申込みいただいた会員（以下「甲」という）が「本サービス」利用することについてのOC-COMETサービス会員規約（以下「会員規約」という）は次のとおりです。

第1条 目的

甲は、丙が備えるインターネット経由で使用することができるコンピュータおよびネットワーク等の関連施設を利用して第5条に定めるサービスを使用することができる。

第2条 責任範囲

- 甲は、別途定めるサービスマニュー（以下「サービスマニュー」という）の中で利用を希望するものを丙に申込み、丙が受理したものをインターネット経由で使用することができ、使用にあたっては会員規約の各条項を遵守しなければならない。但し、サービスマニューで、OC-COMET サービス月額基本料に含むとなっているものは、申込みの必要はないものとする。
- 2 丙は、本サービスで使用できるコンピュータシステム、ネットワーク機器等、丙の設置するコンピュータシステムから丙のサービスプロバイダー（IIJ）までの通信回線およびサービスを提供するソフトウェアを設置する。
 - 3 丙は、前項の機器等に障害が発生したときは、これを修理する。
 - 4 丙は、コンピュータシステムおよびネットワーク等の関連機器等について運用を担当する。
 - 5 丙は、第5条の本サービスの申込・問合せ等の窓口対応、契約・登録手続き処理、甲のサービスマニューの会費（以下「会費」という）の請求・集金を行なう。

第3条 会員

会員申込者は丙が定める所定の登録手続きを行い、丙が承諾した時点で会員となることができ、丙は、承諾後すみやかに甲に会員証を送付しなければならない。

- 2 甲は1名以上の利用者を有することができるものとする。

第4条 変更の届出

甲は、申込書に記載した事項について、変更があった場合はすみやかにその内容を丙が定める所定の方法により丙に届出なければならない。

第5条 本サービス

甲はサービスマニューのサービスを使用して、乙、丙または他の会員に提供するために、電子データを置くことなど「本施設」を使用することができる。

第6条 サerviスマニュー

- 丙は、サービスマニューを随時変更することができる。
- 2 サービスメニューの中には甲が無償で使用できるものと、有償で使用できるものがあり、有償のものはサービスマニューの中で料金が示されている。
 - 3 サービスメニューの各サービスの中には甲が事前に申込みをしなければ使用できないものも含まれる。
 - 4 丙は会費の変更をすることができ、会費を変更する場合は、原則として2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。但し、新規に追加するサービスについて当初の会費を設定する場合はこのかぎりではない。

第7条 利用サービス時間

本サービスのサービス時間は、第19条の利用の中止を除き、原則として、年365日（閏年は366日）毎日24時間とする。但し、機器や通信設備の故障などによるサービス不能となった場合の修理の対応は、日曜日、祝祭日、乙の指定休日（ゴールデンウィーク、夏休みなど）及び、年末年始の12月29日から1月4日を除く月曜日から金曜日の9:00～20:00とする。

第8条 窓口サービス時間

本サービスの受付、問合せ等の窓口サービス時間は、原則として、日曜日、祝祭日、年末年始の12月29日から1月4日、乙の指定休日（ゴールデンウィーク、夏休みなど）を除く、月曜日から金曜日の9:00～17:00とする。なお、修理については20:00までに解決しない場合は翌日以降の対応とすることができるものとする。

第9条 料金

- 甲は本サービスを使うに当たり入会金と会費を払うものとし、その料金はOC-COMET サービスメニュー（料金表）に別途定めるものとする。
- 2 丙は甲が乙の現場の登録を受けているか否か2月20日と8月20日の次の営業日に行いその結果を料金に適用する。

第10条 会費の請求

- 丙は、前月21日から当月の20日までの会費を毎月20日（以下「締め日」という）に締めて甲に請求し、甲は丙の請求日の翌月末迄に丙に支払う。
- 2 月額基本料等の定額で定める会費（以下「定額会費」という）は、21日から翌月20日までの1ヶ月の期間に対応する会費とし、前項に準じた請求方法とする。なお、会員となった最初の定額会費は、会員になって最初に到来する期間分（21日から翌月20日）から請求されるものとする。
 - 3 定額会費の支払については、原則として6ヶ月毎の会費を前払いするものとする。但し料金の請求日は別途定める。

第11条 会費の支払い

甲は、丙が定めた会費、および関連諸税を、丙の定める支払い手続きにより支払わなければならない。但し、送金費用は甲の負担とする。

第12条 会費の払い戻し

- 丙は、甲より退会の申し出があった場合は、甲より支払われた料金を申し出のあった時点の締め日の次の営業月以降の会費を払い戻すものとする。
- 2 甲の退会の申し出が、丙から次回の請求まで無い場合は、払い込まれた料金の払い戻しはしないものとする。

第13条 延滞利息

甲が請求された会費について支払期日を経過して支払った場合、丙は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、延滞利息として年率14.5%で計算した金額を甲に請求できるものとする。

第14条 ユーザIDおよびパスワード

- 甲は、丙が会員登録を終了したことを通知した後、随時OC-COMET サービス利用のためのユーザIDおよびパスワードの取得申込をすることができる。但し、甲は取得にあたり1件ごとに乙の定める費用を負担する。
- 2 1ユーザIDで、甲の責任管理下にある複数のユーザが同時に利用できるものとする。
 - 3 ユーザIDおよびパスワードは甲の自らの責任で管理し、自らの責任で不正使用等への対策を行うこととし、ユーザIDによる使用の結果すべては、そのユーザIDを所有する甲の責任となるものとする。
 - 4 甲は、随時自らのパスワードを丙に申請することにより変更することができる。
 - 5 甲は、随時ユーザIDの追加・削除を申請することができる。
 - 6 ユーザIDおよびパスワードの利用法・規則については、本サービスの運用上変更する場合がある。
 - 7 甲は、甲自身のパスワードを丙に問合せる場合、丙に対し自らが真正なる当事者であることを証明しなければならない。但し、丙は丙の判断でこれを拒否することができるものとする。

第15条 データの管理

甲が本施設や甲の施設に作成したデータやプログラム、および甲のために送信されたものなどはバックアップを作成するなど甲自らの責任で管理しなければならない。いかなる場合においても乙および丙はその一切責任を負わないものとする。

第16条 権利の譲渡

甲は、会員規約のいかなる権利も譲渡をすることができない。

第17条 機密の保持

- 甲と乙と丙は、事前に相手方の承諾を得ずに、会員規約に関連して知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。
- 2 甲は本施設や乙または丙の著作物を本サービスの利用の目的以外に利用してはならない。
 - 3 甲または乙または丙が本条第1項、第2項に違背したときは、違背当事者は相手方に対し損害賠償の責任を負うものとする。
 - 4 前各項の規定は会員規約の解除後も効力を有するものとする。

第18条 契約の解除

甲と丙とは、甲または丙が次の各号の一つに該当する事由があるとき、ただちに会員規約の全部または一部を解約することができるものとする。この時、支払済みの未経過分の定額会費は精算するものとする。

- (1) 会員規約に定める条項に違反した場合。
- (2) 会員規約を継続することができない重大な背信行為があった場合。

- (3) 甲丙間で解約合意がなされた場合。
- (4) その他、丙が、甲が会員として不適当な行為を行ったと判断した場合。

第19条 利用の中止

丙は、次の項目に該当する場合、本サービスを中止することができる。

- (1) 本施設の保守または変更のためやむを得ない場合。
- (2) 通信障害など本サービスの継続に支障があると判断した場合。
- (3) 天災、地変その他不可抗力により丙の責に帰すことが出来ない事由による場合。

2 丙は、前項の本サービスを中止する場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第20条 利用の停止

丙は、甲が次の項目に該当する場合、甲への本サービスの利用を停止することができる。

- (1) 会員規約に定める条項に違反した場合。
- (2) 会員規約を継続することができない重大な背信行為があった場合。
- (3) 甲が丙の料金請求期日までに料金を支払わなかった場合。
- (4) その他、丙が、甲が会員として不適当な行為を行ったと判断した場合。

2 丙は、前項の本サービスを停止する場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第21条 損害賠償

天災、地変その他不可抗力により本サービスを提供することが出来ない場合、乙および丙は一切その責任を負わないものとする。

2 日曜日、祝祭日、乙の指定休日（ゴールデンウィーク、夏休みなど）及び、年末年始の12月29日から1月4日を除く月曜日から金曜日の間で、乙または丙の責任により甲が本サービスを利用できなくなった場合は、甲は、丙の確認を得ることを条件に、その利用できなかった時間が24時間を超えた場合は24時間を1日（24時間未満の端数は切り捨て）として、1日あたり定額会費の30分の1を乗じた金額を丙に請求できるものとする。

3 甲が本サービスの利用において、他の会員や第三者から何らかの損害賠償を請求されたり、訴訟を起こされた場合は甲は自らの責任と費用により解決するものとし、乙及び丙は一切の責任を負わないものとする。

4 その他、甲が本サービスと本施設を使用することにより被る損害について、著作権に関するものを除き、乙および丙は一切の責任を負わないものとする。

第22条 管轄裁判所

会員規約及び会員規約に関する取引の権利義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第23条 協議

会員規約に関し疑義が生じたとき、及び、定めなき事項については、信義誠実の原則に従って協議のうえ解決するものとする。

サービスメニュー(料金表)

2008年4月17日

サービス項目	料金(税込)	備考
使用料	入会金 15,750円/初回のみ	<ul style="list-style-type: none"> 会社単位 再入会時も入会金必要
	月額ユーザID使用料 3,150円/1ユーザID※ 〈下記の場合は2,100円〉 <ul style="list-style-type: none"> 入会したその半期 判定時に工事事務所登録をされていない次の半期 3ユーザID以上登録がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 契約する大林組の支店毎に1つのIDが必要 1つのユーザIDで複数の方が利用可能 毎年4月～9月(上期)、10月～3月(下期)に分かれ、年2回、5月と11月の半期毎の先払い請求
利用支援サービス	21,000円/半日(3H) 42,000円/一日(6H) TELやFAX、メールによるサポートは基本的に無料	<ul style="list-style-type: none"> 半日:3Hのうち、1時間以内の片道交通時間を含む 一日:交通費往復100kmまで10,000円、100kmを超えた場合、15,000円 遠距離の場合は別途相談
開示情報 人事速報 安全ニュース 災害速報 工事事務所一覧	当面無料	<ul style="list-style-type: none"> 大阪、神戸支店の工事事務所を除く
書類関連 仮設詳細図例集 CO2排出量調査 個別契約約款・工事契約 細目 会社現状調査票 車両購入報告書	当面無料	
システム関連 見積システム 労務安全システム 日報システム CDPMビューワ 環境マネジメントシステム	当面無料	
その他 Biznet	無料	